

○南空知公衆衛生組合施設及び設備整備基金条例

〔平成22年2月17日〕  
条例第1号

（設置）

**第1条** 南空知公衆衛生組合（以下「組合」という。）の施設及び設備の整備を円滑に  
図るための財源を積み立てるため、南空知公衆衛生組合施設及び設備整備基金（以  
下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により管  
理しなければならない。

（運用収益の処理）

**第4条** 基金の運営から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編  
入するものとする。

（処分）

**第5条** 基金は、組合の施設及び設備を整備する財源に充てる場合に限り、基金の全  
部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

**第6条** 組合長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及  
び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、組合長が別  
に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。